

【審1－論点整理資料】

職員警戒体制時動員計画（風水害時）ならびに風水害時等における避難所動員方針の改正について

1. 経緯

- ・令和5年8月の台風第7号にかかる対応において、水防体制になっていない段階で避難所開設を行った。現在の警戒1号体制では動員される人員が多いことから、災害対策部長連絡会として市としての対応について協議を行ったが、早い段階で組織的に対応できるよう、組織体制を見直す必要がある。
- ・避難所開設が8月14日夜間から15日夜間に3交替での対応となり、避難対策部の各課職員が半数近く避難所に従事したため、通常業務と避難所業務の両立に苦慮し、通常業務への影響を含めた全庁的な対応ができる体制が必要である。

2. 対応案について

- ・警戒1号体制の基準※および動員体制を見直し、早期に警戒1号体制へ移行する。
(「令和5年度職員警戒体制時動員計画（風水害時）（改訂案）」)【審1－1】
※基準については、地域防災計画との整合を図る必要があるため、別途地域防災計画の改訂に伴う協議において議論を行う。
- ・全庁的に平常勤務体制での各部からの動員とする。
(「風水害時等における避難所動員方針」)【審1－3】

3. スケジュール案

- ・9月4日：総括副部長会議（協議了）
- ・9月13日：部長会議、部長会議後施行
なお、施行までの間に、避難所開設の必要があるような台風等が接近している場合は、暫定的に現状の警戒1号体制とし、そのうち必要とする所属のみ参集を行う。